

このような前提で編成した市の25年度予算案は、合併に際して市民に約束した「行政サービスは基本的にその水準は落とさない」という新市の行政運営の基本的考え方に基づき、真に必要な部門に重点配分するために集中改革プランを確実に履行しつつ経費の聖域なき見直しを行い、新市の将来を見据えて行ってきました。その結果、一般会計の予算規模は453億4千400万円と、前年度に比して4・1パーセント、19億5千900万円の減となっています。主な減少要因は、行政改革の推進による人件費の減に加え、不燃物処理施設建設事業が終了したこと、24年度予算への前倒しを行ったことによるものです。なお、25年度予算に前倒し分を加えた予算の総額は、24年度当初予算473億300万円を1・0パーセント上回る478億円弱になるものと見込んでいます。

また、プライマリバランスは、通常債発行上限額19億4千万円に対して12月補正後の発行予定額が12億9千640万円で、6億4千360万円の黒字でしたが、25年度予定の学校耐震補強工事等を前倒しして実施することで、3月補正後の通常債発行予定額は増額となり1億6千500万円の赤字となりますが、25年度に実施予定の事業の前倒しで、その分25年度の当初予算のプライマリバランスは12億7千420万円と大きく黒字化し、2年間平均すると財政規律を維持できたものとなっています。

次に、10の政策の柱について12月議会以降の状況を申し上げます。

### 防災対策と安全安心な街づくりの推進

◆野田市地域防災計画 12月21日に24年度第2回防災会議を開催し、想定地震や想定被害を大震災の経験を踏まえて、検討していただき決定しました。

野田市に被害をおよぼす想定地震として、中央防災会議の考え方に基づき、野田伏在断層いわゆる野田隆起帯を震源とする活断層での地震、茨城県南部や東京湾北部を震源とするプレート境界での地震、どこでも起こりうる野田市直下を震源とする地震の4つの想定地震を検証し、想定被害を算出しました。

ご検討いただいた結果、「考えられる最大の想定をすべき」とのご意見が多数を占め、最も大

きな揺れが想定される野田隆起帯を震源とするマグニチュード7・0の地震を想定地震としました。

また、発災時の条件も、最も大きな被害が想定される冬の18時、毎秒風速15メートルの風が吹いている状況としました。

この地震の想定被害は、建物全壊5千843棟、半壊9千382棟、倒壊による死者169人、火災は焼失棟数4千208棟、焼失による死者34人という結果となりました。

予想以上に大きな被害で、対応策の確認作業に時間を要していますが、防災会議委員からも、追加のご意見を頂き、現在、庁内関係部署や関係機関との調整を行っており、年度内に予定していた修正作業が遅れています。

今後、防災会議で修正後の計画素案の了承を得て、パブリック・コメント手続を実施し、防災会議で決定していただきたいと考えています。

◆同報系防災行政無線の整備 現在、運用に向けた試験放送や機器の最終調整を行っています。

また、聴覚障がい者用や公共施設等に設置する戸別受信機は、受信用アンテナを含めた設置を行い、最終調整をしています。



同報系防災行政無線で災害情報などを放送

### ◆災害時協力井戸

2月15日現在256件の申出をいただき、水質検査や登録決定等の手続が終わったものが229件です。内訳は、飲用可能な井戸水89件、生活雑用水140件です。また、手動ポンプ設置等への助成制度は、2月15日現在43件の申請をいただき、内訳は、手動ポンプ設置が15件、発電機購入が28件となっています。

前回お知らせした以降の追加登録75か所は、市報2月1日号とホームページで公表しました。

### ◆災害時要援護者支援計画

全域で実施することとし、自治会、自主防災組織等の合意が形成された地区から順次実施していただいています。現時点で新たに自治会等が3団体増えて45団体となり、うち個別避難支援計画まで整備した団体が38団体、要援護者登録者数は262人ですが、

まだまだ少ない状況です。

国は要援護者支援を強化する方向で検討しています。現時点で把握している内容は、市町村に要援護者名簿の作成を義務付け、同意した対象者の名簿を消防団、自主防災組織、民生委員など地域で支援主体となる方に一定の条件の下に事前に提供するよう促すということのようです。基本的には市の考え方に沿ったもので、現在進めている市の要援護者支援計画づくりの考え方に大きな変更はないものと考えていますので、引き続き組織率の向上を図っていきます。

### ◆自主防災組織の結成

自治会等のご協力をいただき積極的に支援しています。12月に新たに1つの組織が設立され、159の自主防災組織となり、世帯数での組織率は45・4パーセントです。

### ◆空き家等の適正管理に関する条例の制定

3月15日からパブリック・コメント手続を実施し、6月議会に提案したいと考えています。主な内容は、空き家の適正管理のために、実態調査、指導、勧告、命令、公表に関する条項を規定します。なお、行政執行の規定は、財産権の侵害に当たるとの考えに基づき、